

次期・徳島県国土強靭化地域計画の骨子（案）について

1 理念

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護
- ②重要な機能の維持
- ③被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

により、安全・安心を実感できる「災害に強いとくしま」を実現する。

2 推進期間

2019年度～2022年度

3 基本方針

- ①県土強靭化に向けた取組姿勢
- ②適切な施策の組み合わせ
- ③効率的な施策の推進
- ④地域の特性に応じた施策の推進

4 施策分野

(1) 個別施策分野

- ①行政施策 ②住環境 ③保健医療・福祉 ④産業 ⑤県土保全・交通

(2) 横断的分野

- ①リスクコミュニケーション ②人材育成 ③官民連携
- ④長寿命化対策 ⑤研究開発 ⑥過疎対策

5 事前に備えるべき目標

- ①大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

※「事前に備えるべき目標」を妨げる「起きてはならない最悪の事態」を設定
(4.1のプログラム)

6 対象とする自然災害

あらゆる自然災害を対象

- 南海トラフ地震・津波
- 中央構造線・活断層地震等
- 台風・豪雨・豪雪等
- 複合災害 等

【今後の検討項目】

7 脆弱性の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を検討

8 重要業績指標（ＫＰＩ）の設定

脆弱性の評価結果に基づき、個別施策を設定

● 起きてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標 | プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 | |
|---|--|--|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る | 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 | |
| | 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 | |
| | 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 | |
| | 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | |
| | 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者 | |
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | |
| | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | |
| | 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | |
| | 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 | |
| | 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | |
| | 2-6 被災地における感染症等の大規模発生 | |
| | 2-7 劣悪な避難生活・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生 | |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 | |
| | 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ | |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 | |
| | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | |
| | 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 | |
| | 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 | |
| | 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | |
| | 5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響 | |
| | 5-5 食料等の安定供給の停滞 | |
| | 5-6 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 | |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止 | |
| | 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 | |
| | 6-3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | |
| | 6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 | |
| | 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全 | |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | |
| | 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生 | |
| | 7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺 | |
| | 7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 | |
| | 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃 | |
| | 7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃 | |
| 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | |
| | 8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | |
| | 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 | |
| | 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失 | |
| | 8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
| | 8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | |
| | 8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響 | |